

生活保護制度の見直しについて
(生活保護制度に関する国と地方の協議のとりまとめ)

平成 25 年の生活保護法改正法の施行後 5 年の見直し規定を踏まえ、平成 29 年 2 月より、「生活保護制度に関する国と地方の実務者協議」が開催され、同年 7 月に議論の整理が行われた。

この議論の整理に基づき、次のとおり、国及び地方自治体の首長級の協議が開催され、とりまとめが行われた。

・ 日 時 平成 29 年 12 月 5 日 (火) 17:30 ~ 18:15

・ 場 所 厚生労働省

・ 出席者 国 : 厚生労働大臣

地方 : 大阪府知事、高知市長、広島県坂町長、広島市長

生活保護制度の見直しについて (生活保護制度に関する国と地方の協議のとりまとめ)

平成29年12月5日

1. 基本的な考え方

- 生活保護制度のあり方については、本年7月に「生活保護制度に関する国と地方の実務者協議」(以下「実務者協議」という。)において議論の整理を行った。また、地方4団体の代表も参加する社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会(以下「自立支援部会」という。)においても、制度の見直しに関する更なる検討を進めているところである。
- 今後、国と地方公共団体は、実務者協議における「議論の整理」を踏まえ、制度見直しの方向性をとりまとめるに当たっては、特に以下の点に留意することが必要である。

2. 特に留意すべき事項

(1) 生活保護受給者の健康管理について

- レセプトデータ等に基づく生活保護受給者の健康状態の把握に努め、福祉事務所が、かかりつけの医師との連携の下、データに基づく生活習慣病の発症予防・重症化予防を更に推進するため、健康管理支援を行う事業を創設することが必要である。
- 健康管理支援のための事業を行うに当たって、国は実務者の意見を聞いてマニュアルを策定するほか、地方公共団体の取組を支援するため、レセプト等の分析と地方公共団体への情報提供を行う必要がある。
- また、マニュアル策定に当たっては、地域の実情に応じて柔軟に事業を実施できるよう留意するとともに、外部の保健医療専門職の活用や社会福祉分野の社会資源の活用も図ることが必要である。
- さらに、医療機関への受診率が比較的低い生活保護受給世帯の子どもの受診勧奨も含む健康管理支援は重要な課題であり、教育行政・学校とも連携して取組を進めることが必要である。

(2) 医療扶助の適正化について

- 頻回受診へのさらなる対策としては、個々の生活保護受給者の生活面や健康面の実情に応じた対策を行うという視点が重要であり、かかりつけの医師との連携の下、福祉事務所に任用された「付き添い指導員」による医療機関への同行などを通じた丁寧な指導や、真に必要な受診の積極的勧奨を行うことが必要である。
- なお、不適切な頻回受診を抑制するため窓口負担を求めることにつ

いては、子どもを対象外としたり、過度な負担にならないような上限額を設けたりする等の工夫により実現可能という意見もあるが、最低生活保障との両立が難しくなる、真に必要な医療の受診まで抑制される、仕組みによっては医療機関の未収金やケースワーカーの事務負担の増加につながるといった懸念もあることから、引き続き、慎重な検討が必要である。

- また、後発医薬品の使用割合の伸びが鈍化している中、更に後発医薬品の使用を推進するためには、医師又は歯科医師が後発医薬品の使用を可能と認めた場合で、かつ、薬局の在庫等の問題がない場合については、その使用を原則とすることが必要である。

(3) 無料低額宿泊所について

- いわゆる「貧困ビジネス」を排除するため、無料低額宿泊事業に対する法令に基づく最低基準や指導権限を設けるほか、事前届出制とすることを検討するなど、規制を強化することが必要である。
- 併せて、単身で生活することが困難と認められる生活保護受給者については、支援サービスの質が担保された無料低額宿泊所等において、必要な日常生活上の支援を受けて生活できるよう、支援付きの共同居住という新しい枠組みを検討することが必要である。
- 無料低額宿泊所等を利用する生活保護受給者の自立助長に資する支援を提供する環境を確保する観点から、悪質な事業者に対する参入時を含む規制の強化と良質な事業者に対する支援の両面で対策を進める必要がある。また、事業規制や実施責任のあり方、生活保護受給者に対する支援サービスの質を担保するための具体的な仕組みについては、地方公共団体の意見も聴いて検討を進めることが必要である。
- また、適切な日常生活上の支援を行う無料低額宿泊所等と保護施設の関係整理などの課題も含めて、引き続き、検討することが必要である。

(4) 生活保護世帯の子どもの大学等進学支援等について

- 貧困の連鎖を断ち切り、生活保護世帯の子どもの自立を助長するため、生活保護世帯の子どもが大学等に進学し生活保護の対象でなくなった場合の支援を早期に実現する必要がある。
- また、進路に関し、できるだけ多様な選択肢を持つことができるよう、早い時期からの総合的な支援を進める必要がある。

(5) 被保護者就労準備支援事業について

- 現在、任意事業として実施している被保護者就労準備支援事業について、実務者協議においては、生活保護受給者の就労意欲を喚起するために取組を広げるべきとの意見がある一方、時間とコストがかかる点や、事業の委託先となる地域資源が十分ではない地域もある点などから、必須事業化は困難との意見があった。
- 他方で、自立支援部会においては、生活困窮者自立支援制度の就労準備支援事業を全国的に推進することの必要性や、効率的に実施する方法について検討が進められている。
- 被保護者就労準備支援事業については、生活困窮者に対する就労準備支援事業と一体的に取り組むことにより、効率的・効果的な実施が期待されることから、被保護者就労準備支援事業についても、同様に取組を推進することが必要である。
- なお、事業の推進に当たっては、柔軟な事業実施を可能とするような工夫や都道府県による実施体制の支援により、小規模の地方公共団体でも取り組めるようにする必要がある。

(6) ケースワーク業務等のあり方について

- 稼働能力のある者に対する就労支援や不正受給対策等の業務を効率的・効果的に行う観点から、ケースワーク業務の重点化や外部委託のあり方、生活困窮者自立支援制度との連携に関し、関係者で議論を深めていく必要がある。
- また、健康管理支援の強化や医療扶助の適正化を推進するためにも、医師や保健師等の専門職種の充実を図る必要がある。